

4月から重度障がい者医療費支給制度が変わります

健康づくり課 医療係 (Tel64-1527)

■変更される内容

	変更前 (～3月31日)	変更後 (4月1日～)
自己負担額	3歳～小学6年生： ●通院 500円/月 (上限) ●入院 【一般】500円/日 (月7日限度) 【低所得】300円/日 (月7日限度) 中学生以上： ●通院 500円/月 (上限) ●入院 【一般】500円/日 (月20日限度) 【低所得】300円/日 (月20日限度) ※65歳以上の通院は無料 ※「低所得」：市町村民税非課税世帯	3歳～ 中学3年生 ： ●通院 500円/月 (上限) ●入院 【一般】500円/日 (月7日限度) 【低所得】300円/日 (月7日限度) 高校生以上 ： ●通院 500円/月 (上限) ●入院 【一般】500円/日 (月20日限度) 【低所得】300円/日 (月20日限度) ※65歳以上の通院は無料 ※「低所得」：市町村民税非課税世帯
精神入院について	精神病床への入院に係る費用は、助成対象外 (ただし、3歳以上から小学6年生までは助成対象)	精神病床への入院に係る費用は、助成対象外 (ただし、3歳以上から 中学3年生 までは助成対象)
所得制限	3歳～小学6年生：児童手当準拠 中学生以上：特別障害者手当準拠	3歳～ 中学3年生 ：児童手当準拠 高校生以上 ：特別障害者手当準拠

※表中の「小・中・高校生」は「相当年齢の人」と読み替えてください。

重度障がい者医療費支給制度は、重度障がい者にかかる医療費の一部を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。令和3年4月診療分より、次のとおり制度の拡充を行います。※すでに受給中で、制度改正による手続きが必要な人には、通知書を送付します。

愛犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに

環境衛生課 環境衛生係 (Tel64-1521)

犬の飼い主は、飼い主の登録と鑑札の装着、年に1度の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。死亡や転居などで登録に変更がある場合は、環境衛生課までお知らせください。

■動物病院でも 予防注射ができます

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、病院へ事前予約のうえ、できるだけ病院での個別接種をお願いします。接種後は、病院で交付される証明書を環境衛生課に持参し、「注射済票」の交付を受けてください。交付手数料は550円です。

■狂犬病集団予防注射の日程

- ▽山川市民センター
4月19日(月)
午前9時15分～11時15分
- ▽みやま市役所高田支所西側駐車場
4月20日(火)
午前9時15分～11時15分
- ▽みやま市役所別館前駐車場
4月21日(水)
午後1時30分～4時15分

※どの会場でも接種できます(雨天決行)。

※必ず実施時間中に来場ください。注射開始時刻は人が集中する傾向にあるため、注射開始直後の来場や複数人での来場はできるだけ避けてください。

※マスクの着用をお願いします。

■手数料
▽すでに登録している犬
1頭につき3150円

(予防注射の手数料+注射済票交付手数料)
※登録が済んでいない犬は、別途登録手数料3000円がかかります。

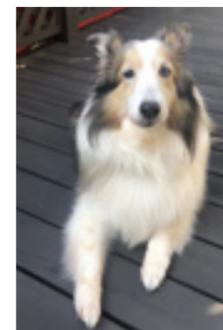
■注意事項
①注射のときに、愛犬が動かないように押さえられる人が連れてきてください。

※首輪をし、咬みクセがある場合は口輪を付けてきてください。
②当日の体調により注射できない場合もあります。

③当日は、リードを短く持って、ケンをさせないように気を付けてください。

④注射会場で、フンをした場合、飼い主が責任を持って処理してください。

⑤登録済みの犬については、飼い主へ市から案内ハガキを送付しています。忘れずにハガキを持参してください。



国民年金付加保険料の納付のご案内

大牟田年金事務所 (Tel52-5294)、健康づくり課 国保年金係 (Tel64-1529)

第1号被保険者ならびに任意加入被保険者(65歳未満の人)は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

■付加保険料の月額 400円
※令和3年度の定額保険料は、月額16610円です。

■付加年金額
付加年金額(年額)は「200円×付加保険料納付月数」で計算します。2年以上受給すると、支払った付加保険料以上の年金を受給することができます。

(例)20歳から60歳まで40年間
付加保険料を納めた場合、
200円×480月(40年)＝96000円(年額)
が付加年金額として老齢基礎年金に上乗せされます。

※毎月の定額保険料を40年間納めた場合の老齢基礎年金は781700円(令和2年度時点)
※付加年金は定額です。物価スライドによる増額・減額はありません。

■手続き場所
▽市役所本庁 健康づくり課 国保年金係
▽山川支所 市民サービス係
▽高田支所 市民サービス係
▽大牟田年金事務所

■注意
①付加保険料の納付は、申出月からの開始となります。
②付加保険料の納期限は、翌月末日です。
③納期限を経過した場合でも、期限から2年間は納めることができます。
④付加保険料の納付をやめる場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要です。
⑤国民年金基金加入者や免除該当者は、付加保険料を納めることはできません。

みやま市国土強靱化地域計画(案)への意見を募集します

(パブリックコメント)

総務課 防災対策室 (Tel 64-1502)

国土強靱化基本法に基づき、大規模自然災害に備え、強くてしなやかなまちづくりを総合的かつ計画的に促進するため、「みやま市国土強靱化地域計画(案)」をとりまとめ、市民のみなさんのご意見を募集します。

■募集期間
3月15日(月)～3月26日(金)

■意見を提出できる人

- ①市内に住所を有する人
- ②市内に事業所または事務所を有する個人および法人その他の団体
- ③市内に通勤または通学している人
- ④市に対して納税義務を有する人
- ⑤この事業に関して利害関係を有する人

■計画案の閲覧、意見申出書用紙の配布場所
〒835-8601
みやま市瀬高町小川5番地
みやま市役所 総務課 防災対策室
(Tel 64-1502) (Fax 64-1503)
電子メール shomu@city.miyama.lg.jp

■提出方法

- ①直接提出
- ②郵送
- ③ファクス
- ④電子メール

※閲覧および意見を提出する場合の受付時間は、午前8時30分～午後5時(土、日、祝日を除く)

■意見の公表

提出された意見と、それに対する市の考え方をまとめてホームページなどで公表します。なお、個別の回答は行いません。